

令和元年10月18日

学生各位

学務部学生支援課

令和元年台風19号による被害に伴う授業料免除の措置について

台風19号で被害に遭われた方々につきましては、心よりお見舞い申し上げます。

さて、このたびの台風による被害において、災害救助法の適用を受けた地域等で災害に遭われた世帯の学生で、授業料の納付が困難な学生に対し、令和元年度後期分授業料の免除を実施することとしましたので通知します。申請を希望する学生は、各キャンパスの免除担当窓口までご相談ください。

記

1 免除の措置

罹災証明の被害状況に応じて令和元年度後期分授業料を免除する。

2 免除の基準

罹災証明による被害状況に基づく

(目安) 住宅が半壊以上の場合・・・全額免除

一部損壊の場合・・・半額免除

学資負担者の死亡又は行方不明・・・全額免除

上記以外の被災状況(床上浸水等)については、通常の免除と同様に所得金額から、修繕費等の見積金額を控除し算定する。

3 申請期限 令和元年10月31日(木) 17:00

《各キャンパス免除担当》

〒930-8555 富山市五福3190番地

**富山大学学務部学生支援(五福キャンパス)**

TEL: 076-445-6087 FAX: 076-445-6092

〒930-0194 富山市杉谷2630番地

**富山大学医薬系学務課(杉谷キャンパス)**

TEL: 076-434-7130 FAX: 076-434-4545

〒933-8588 高岡市二上町180番地

**富山大学芸術文化学部総務課学務チーム(高岡キャンパス)**

TEL: 0766-25-9131 FAX: 0766-25-9126